

子 政 第 2 3 3 5 号
令 和 3 年 8 月 2 4 日

各市町村長 殿

山梨県知事 長崎 幸太郎



新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第1項、第2項及び第24条
第9項に基づくまん延防止等重点措置による要請について(依頼)

平素より、新型コロナウイルス感染拡大防止対策への御理解と御協力をいただき、
感謝申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第1項、第2項及び第24条第9
項に基づき8月18日から9月12日までの間、感染拡大防止対策への協力及びまん
延防止等重点措置を要請しているところですが、2学期開始に伴う学校現場における
感染拡大や保健所業務への負荷を軽減するため、小学校、中学校、高等学校及び特
別支援学校に対して、クラスを分割した授業の実施や部活動・クラブ活動を必要最小
限の活動に留めること等について要請することとしました。

つきましては、貴職所管の放課後児童クラブへ周知いただくとともに、引き続き、新
型コロナウイルス感染症のまん延防止に向け、感染症防止対策の徹底の要請に対し、
適切に御対応いただきますようお願いいたします。